

海陽町学校のあり方検討委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 本町における児童生徒数の推移を踏まえ、海陽町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の将来を展望した学校のあり方について、幅広い見地から検討し、方向性を見出すため、海陽町学校のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、海陽町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、調査及び検討を行い、教育委員会に答申するものとする。

2 前項の規定のほか、委員会は、次に掲げる事項について教育委員会に対し意見を述べることができる。

(1) 教育委員会が策定した学校の規模適正化・適正配置に関する計画の推進に係る課題等に関する事項

(2) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は20人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 教育関係者

(3) 関係団体の代表者

(4) その他教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項各号の委員が当該各号に掲げる職を失ったときに委員の職を失うものとする。

3 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否に対し同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
 - 5 会議は公開とする。ただし、委員の申し出があれば、会議に諮り公開しないことができる。
 - 6 会議の会議録は、委員会の承認を得て公開するものとする。

(傍聴)

- 第7条 会議は、委員長の許可を得て傍聴することができる。ただし、第6条第5項により、秘密会としたときは、この限りでない。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(守秘義務)

- 第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

- 第9条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(補則)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日後最初に開かれる委員会は、教育委員会が招集する。